

平成21年6月26日

広島市議会議長

藤田博之様

提出者

広島市議会議員

木山徳和 熊本憲三

太田憲二 星谷鉄正

沖宗正明 中原洋美

今田良治 桑田恭子

広島法務局海田出張所の廃止統合計画に反対する意見書案

上記の意見書案を別紙のとおり提出する。

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
法務大臣

） あて

広島市議会議長名

広島法務局海田出張所の廃止統合計画に反対する意見書案

国は、地方法務局の支局・出張所については、平成7年の民事行政審議会答申の基準に則して整理統合を進め、平成16年12月に閣議決定した「今後の行政改革の方針」においても、地方支分部局等の事務・事業について、集中的に減量・効率化を行うこととされています。

これに基づき、広島法務局海田出張所は、平成22年3月ごろをめどに広島法務局本局への統合が予定されています。海田出張所は、不動産登記、商業登記が主な業務ですが、個人の財産・権利や会社の内容等が重視されなければならない今日、出張所の廃止統合は、地域経済や住民の財産権保障の実現に大幅な低下を来すと考えられます。

また、広島法務局海田出張所は、JR山陽本線と呉線、国道2号と国道31号、広域幹線道路である広島南道路等からの利便性が高く、管轄区域内の市町にとって最適な立地であると考えられます。

このことから、広島法務局海田出張所の廃止統合は、利用者にとって生活に直結する重要な問題であり、広島市安芸区住民・企業を含む管轄区域内の住民・企業の利便性が著しく損なわれることが明白です。

よって、国会及び政府におかれでは、本地域の状況を十分考慮され、法務行政の拠点である広島法務局海田出張所の廃止統合を行わないよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。